

平成 2 8 年

議会運営委員会記録

平成 2 8 年 1 1 月 2 9 日

和 光 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 平成28年11月29日(火曜日)
午前 9時30分 開会 午前10時16分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員

委員 長	吉 田 武 司 議員	副 委 員 長	吉 田 けさみ 議員
委 員	待 鳥 美 光 議員	委 員	村 田 富士子 議員
議 長	齊 藤 克 己 議員	副 議 長	齊 藤 秀 雄 議員
委員外議員	菅 原 満 議員	委員外議員	吉 村 豪 介 議員
委員外議員	金 井 伸 夫 議員	委員外議員	赤 松 祐 造 議員
委員外議員	小 嶋 智 子 議員		

◇欠席委員 なし

◇出席説明員

市 長	松 本 武 洋	副 市 長	大 島 秀 彦
企 画 部 長	橋 本 久	総 務 部 長	安 井 和 男
総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	田 中 孝 一	秘 書 広 報 課 長	松 戸 克 彦

◇事務局職員

議会事務局長	郡 司 孝 行	議会事務局次長	伊 藤 英 雄
議事課長補佐	高 橋 澄 枝	主 事	小 林 厳

◇本日の会議に付した案件

- 特定事件1 次の議会の会期予定について
平成28年和光市議会12月定例会の会期予定について
- 特定事件5 委員の選任及び所属変更に関することについて
- 特定事件8 その他議会運営に関することについて
議会報告会の反省

午前 9時30分 開会

○吉田武司委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

会議には、議長とオブザーバーとして副議長と5名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

初めに、市長より挨拶を求められております。

松本市長。

○松本市長 おはようございます。

本日は、平成28年12月定例会の開会に先立ちまして、議会運営委員会を開催いただきまして、まことにありがとうございます。

今定例会につきましては、12月1日に開会すべく、24日に招集告示をさせていただいたところでございます。提出する案件でございますが、人事案件が1件、条例の制定及び一部改正が8件、市道路線の廃止及び認定が2件、補正予算が5件、合計16件の審議をお願いするものでございます。

詳細につきましては、総務部長から順次御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○吉田武司委員長 市長は、公務のため退席します。

休憩します。(午前 9時31分 休憩)

再開します。(午前 9時32分 再開)

本日の案件は、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、平成28年和光市議会12月定例会について、特定事件5、委員の選任及び所属変更に関することについてとして、議会運営委員会委員の定数及び選任について、特定事件8、その他議会運営に関することについてとして、議会報告会の反省についてです。

本日の資料は、お手元に配付してあります。

それでは、特定事件1、次の議会の会期予定についてとして、平成28年和光市議会12月定例会についてを議題とします。提出議案は諮問1件、議案15件です。

提出議案の説明をお願いします。

安井総務部長。

○安井総務部長 それでは、本会議に提出する議案について順次説明いたします。

初めに、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明いたします。

人権擁護委員戸部恵一氏が、平成28年9月30日をもって退任したことから、新たに柳下昇氏を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第59号、和光市税条例等の一部を改正する条例を定めることについて説明いた

します。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する等の法律並びに所得税法等の一部を改正する法律及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、税条例の一部を改正する必要があるため行うものであります。

次に、議案第 60 号、和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、地方税法施行令等の一部を改正する等の政令において国民健康保険税の課税限度額を引き上げる改正が行われていることから、本市においても同様の改正を行うものであります。

また、議案第 59 号の和光市税条例等の一部改正と同様に、所得税法等の一部改正に伴い、所要の条文整理を行うものであります。

次に、議案第 61 号、和光市債権管理条例を定めることについて説明いたします。

市の税外債権の適正な管理と適切な整理による滞納額の圧縮を図ることを目的に、具体的な手続を的確に進めるために本条例を定めるものであります。

次に、議案第 62 号、和光市介護保険条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、介護保険法施行令の一部を改正する政令が施行され、これまで2年とされていた介護認定審査会の委員の任期について、市町村が2年を超え3年以下の期間で条例で定めることができることとされたため、新たに和光市介護認定審査会委員の任期を追加するものであります。

次に、議案第 63 号、和光市介護給付費等支給審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部を改正する政令が施行され、これまで2年とされていた介護給付費等支給審査会の委員の任期について、市町村が2年を超え3年以下の期間で条例で定めることができることとされたため、新たに和光市介護給付費等支給審査会委員の任期を追加するものであります。

次に、議案第 64 号、和光市在宅重度心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令が改正になったことに伴い、児童福祉法に規定する施設へ入所した場合について手当の対象外とするものであります。

次に、議案第 65 号、和光市農業委員会委員定数条例及び和光市実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員会委員の選出方法が、公選制から市議会

の同意を要件とする市長の任命制に変更となることから、農業委員会委員の定数を改め、また、関係する条例について、引用条項を整理するなど所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 66 号、和光市下水道事業運営審議会条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

今回の改正は、平成 29 年 1 月 1 日から組織の改正が行われることに伴い、和光市下水道事業運営審議会の所管を上下水道部企業経営課に移管するため行うものであります。

次に、議案第 67 号、市道路線の廃止について説明いたします。

113 番元素の発見を記念するシンボルロードとして市道 113 号線に認定するに当たり、重複区間となる 2 路線について市道認定を廃止したいので、道路法第 10 条第 3 項の規定により、この案を提出するものであります。

次に、議案第 68 号、市道路線の認定について説明いたします。

市道 2002 号線交差点から市道 476 号線交差点までの区間を 113 番元素の発見を記念するシンボルロードとして市道 113 号線に認定し、あわせて起終点が変更となる 2 路線を認定し、また、和光市中央第二谷中土地区画整理事業における新設道路の 2 路線及び都市計画法第 29 条の規定による開発行為に伴い、市に帰属する公共施設である 1 路線を市道として認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、この案を提出するものであります。

次に、議案第 69 号、平成 28 年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第 4 号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 8 億 5,275 万 3,000 円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 267 億 6,697 万 5,000 円とするものであります。

初めに、主な歳出について説明いたします。

款 1 議会費では、政務活動費の不請求による不用額を減額し、款 2 総務費では、参議院議員通常選挙に係る不用額等を減額しております。

款 3 民生費では、介護給付費・訓練等給付費や移動支援費など在宅障害者に対する支援費、低所得者への生活支援として実施する臨時福祉給付金支給事業費、新たに開設する（仮称）本町子育て世代包括支援センター開設準備補助金、乳幼児・子ども医療費助成費、小規模保育事業所負担金、生活保護の医療扶助等を増額するほか、既設の物件を事務所として使用することから改修費用が不要となった地域密着型サービス等整備助成事業等補助金を減額するなどしております。

款 8 土木費では、植樹帯・緑地帯管理委託料、道路の緊急維持補修工事費等の増額、白子三丁目土地区画整理地内の区画道路の線形を一部修正するため、必要な用地の購入費を追加計上するほか、街路灯電気代の一括契約において電気料金の値下げがあったことから光熱水費を減額するなどしております。

款 10 教育費では、国の補正予算に係る学校施設環境改善交付金を活用し、市内小中学校非

構造部材耐震化工事を前倒しして実施することから、その費用を増額しております。

また、これらに加え、職員人件費において職員異動に伴う予算の組みかえなどをしておりません。

次に、主な歳入について説明いたします。

款 9 国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金では、交付額の決定に伴い増額しております。

款 15 国庫支出金では、障害者自立支援給付費負担金、障害児入所給付費及び入所医療費等負担金、保育所運営費負担金、生活保護費負担金、臨時福祉給付金給付事業費補助金、学校施設環境改善交付金等を増額するほか、社会資本整備総合交付金等を減額しております。

款 16 県支出金では、障害者自立支援給付費負担金、障害児入所給付費及び入所医療費等負担金、保育所運営費負担金等を増額するほか、埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金等を減額しております。

款 22 市債では、市内小中学校非構造部材耐震化事業の実施に伴う追加計上等をしておりません。

なお、歳入歳出調整後の歳入の不足額 8,800 万 1,000 円については、財政調整基金からの繰り入れをもって措置しております。

次に、議案第 70 号、平成 28 年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 765 万 4,000 円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 82 億 8,059 万 4,000 円とするものであります。

歳出については、保険給付費において、退職被保険者にかかる高額医療費が増加しているため、増額しております。

歳入については、療養給付費等交付金において、平成 27 年度の交付額が確定したことにより、増額しております。

次に、議案第 71 号、平成 28 年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について説明します。

今回の補正予算については、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 469 万 9,000 円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 6 億 5,070 万 5,000 円とするものであります。

歳入については、保険基盤安定負担金の額が確定したことに伴い、保険基盤安定繰入金を減額するものであります。

歳出については、歳入に連動して、後期高齢者医療保険料負担金のうち、保険基盤安定負担金を減額するものであります。

次に、議案第 72 号、平成 28 年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について説明します。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 458 万 7,000 円を追加し、補正後

の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 33 億 8,704 万 2,000 円とするものであります。

今年度は第 6 期介護保険事業計画の 2 年目の年であり、上半期の給付状況分析や保険給付費全体を見渡し、予算の調製を行っております。

その結果、歳出においては、款 2 保険給付費の居宅介護等サービス費、居宅介護等住宅改修費及び居宅介護等サービス計画給付費が、当初の推計より件数が増加したことにより、それぞれ増額し、また介護予防サービス等諸費については、介護予防サービス費、介護予防サービス計画給付費について増額しております。

一方、地域密着型介護サービス費については、地域密着型サービスの整備状況や、施設介護サービス費については、当初の推計より利用件数が下回ったため、それぞれ減額しております。

款 4 市町村特別給付費では、居宅サービスが伸びていることに連動して、配食サービスの利用件数が当初の推計より増加したため、増額し、送迎サービス費を減額しております。

款 5 地域支援事業費については、新規に開設する中央エリアにおける介護予防拠点の介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスの業務委託料を増額しております。

款 8 保健福祉事業費における介護予防強化サービス費については、平成 27 年 4 月から開始した介護予防・日常生活支援総合事業の通所や訪問サービスを利用する方が増加傾向にあるため、増額しております。

次に、歳入については、歳出に連動して、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金を法定負担割合に応じて減額や増額を行い、一般会計からの繰入金である一般会計繰入金については、増額しております。また介護保険料に当たる分は、介護給付費準備基金を取り崩し、基金繰入金を増額しております。

次に、議案第 73 号、平成 28 年度埼玉県和光市水道事業会計補正予算（第 1 号）について説明いたします。

今回の補正予算については、既定予算第 3 条に定める収益的収入の営業外収益を増額し、収益的収入の総額を 15 億 2,039 万 4,000 円とし、収益的支出の営業費用を増額し、収益的支出の総額を 12 億 6,307 万 5,000 円とし、既定予算第 4 条に定める資本的収入に変更はありませんが、資本的支出の拡張事業費を減額し、資本的支出の総額を 10 億 3,748 万 3,000 円とするものであります。

また、拡張事業費の減額にあわせ、既定予算第 5 条に定める継続費表中の総額を 9 億 7,405 万 2,000 円とし、平成 28 年度の年割額を 3 億 4,629 万 1,000 円とするものであります。

○吉田武司委員長 提出議案の説明は終了しました。

休憩します。（午前 9 時 49 分 休憩）

再開します。（午前 9 時 50 分 再開）

まず、議案の先議についてです。諮問第 2 号は、委員会付託を省略し、質疑は通告をとらず、人事案件ですので討論を省略し、開会日に起立採決したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、議案の委員会付託について、副委員長、付託表の朗読をお願いします。

〔副委員長 付託表朗読―添付資料参照―〕

このように付託したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのように決定しました。

次に、請願・陳情についてです。

今回は、提出期日までに受理した請願はなかったことを御報告いたします。

次に、議会事務局に持参し提出された陳情を1件を受理しています。受理した陳情を本会議で審議することについて、各会派から御意見願います。

新しい風、待鳥美光委員。

○待鳥美光委員 審議するというのでいいと思います。

○吉田武司委員長 公明党、村田富士子委員。

○村田富士子委員 同じく、審議するというので異議はありません。

○吉田武司委員長 日本共産党、吉田けさみ委員。

○吉田けさみ委員 審議することで賛成です。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代いたします。

緑風会、吉田武司委員。

○吉田武司委員 緑風会としても審議することに賛成です。

○吉田武司委員長 議事を副委員長と交代します。

続けて、オブザーバーの方から御意見を願います。何かございますでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

ないようですので、本会議で審議するものについて、副委員長、付託表の朗読をお願いいたします。

〔副委員長 付託表朗読―添付資料参照―〕

このように付託したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、そのように決定しました。

今回、受理した陳情の審査は、ただいまのとおり決定しました。

次に、一般質問についてです。通告者は、17人です。質問時間は、申し合わせにより、再質問を含めて1人40分以内としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に会期について、会期は19日間とし、常任委員会を2日とし、初日に総務環境常任委員会、2日目に文教厚生常任委員会としたいと思います。

また、一般質問は、4日間とし、1日目を5人、2日目以降を1日4人としたいと思います。
なお、12月2日金曜日、5日月曜日及び6日火曜日を調査休会、12月16日金曜日を休会としたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、議案に対する総括質疑について、発言通告書の提出期限は、12月5日月曜日の正午までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

次に、議員から提出されました意見書案の取り扱いについてです。日本共産党の議員から1件の意見書案が提出されています。

この意見書案の調整のため、12月7日水曜日、総括質疑の本会議終了後に議会運営委員会を開きたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

また、調整が整った場合は12月14日水曜日の本会議終了後に、議会運営委員会を開催し、意見書案の確認を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのように決定しました。

ここで議長から発言があります。

齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書案についてです。

過日、全国市議会議長会から、地方議会議員の厚生年金への加入の実現に向けた意見書を議決していただきたいとの依頼があった件について、会派代表者にお集まりいただき、和光市議会として意見書を提出することについて、各会派での協議を依頼したところでございます。

各会派から協議結果を報告いただいたところ、財源や意見書提出の時期として市民の理解が得られないなど、今回の意見書提出には賛成できないとの報告が多く出されたところです。

したがって、今回の意見書の提出につきまして、各会派の調整が図れないことが明白でございますので、和光市議会として、意見書の提出は見送ることとしたいと思います。

○吉田武司委員長 議長から、地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について、報告がありました。和光市議会として、今定例会での意見書案の提出は行わないということとよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

次に、今期定例会のポスターについて、今回のポスターは、掲示いたしましたとおりです。こちらでよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないのでそのようにいたします。

特定事件1、次の議会の会期予定については以上です。

次に進みます。

特定事件5、委員の選任及び所属変更に関することについてとして、議会運営委員会委員の定数及び選任についてです。

議会運営委員会の構成については、委員会条例第4条第2項のただし書きの規定に基づき8人の定数を議決で増減できることになっております。

平成27年第2回臨時会において、和光市議会委員会条例第4条第2項ただし書きの規定により、会派数に合わせるため、議会運営委員会委員の定数を4名と決定したところですが、平成28年10月20日付けで、金井議員が会派日本維新の会に入会したことから、会派数が5団体となりましたので、議会運営委員会委員の定数を5名としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、議会運営委員会委員の定数の変更について、本会議に諮ることにいたします。

次に、議会運営委員会委員について協議願います。

休憩します。（午前10時01分 休憩）

再開します。（午前10時02分 再開）

それでは、議会運営委員会委員について、会派日本維新の会を代表して、金井議員に内定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がないので、ただいまの決定のとおり本会議において、議会運営委員会委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定に基づいて、議長が指名することとします。

次に進みます。特定事件8、その他議会運営に関することについてとして、議会報告会の反省についてです。

さきに開催した議会報告会について、各会派の反省、意見交換会概要、アンケート集計結果をお手元に配付してあります。

また、提出いただきましたデータをもとに市議会ホームページ案を作成いたしました。一度会派に持ち帰っていただき、次回の議会運営委員会で総括したいと思います。

また、次の議会報告会の行い方、意見交換会を実施するとした場合のテーマ等と開催予定日についても、次回の議会運営委員会で協議したいと思いますので、各会派で協議のほどよろしくお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

休憩します。（午前10時04分 休憩）

再開します。(午前10時08分 再開)

次に、さきの議会運営委員会で意見のありましたチラシの件について、議長から発言があります。

齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 9月12日の議会運営委員会において、赤松議員のチラシに対する吉田けさみ議員からの指摘については、議事録を確認して私から両者に対し、確認させていただきました。

要は、選挙期間中に張り出すものと年間を通じて張るものとの違いがあることについては、御理解を頂きました。

改めて、前日も指摘させていただきましたが、議員個人で作成されているチラシについては、市民に対する影響力が大きいものでありますので、一方的な書き方ではなく、しっかりと調査を行っていただき、誤解を招かないよう、よろしく願いいたします。

○吉田武司委員長 ただいま議長から発言がございました。今後は、チラシの作成について誤解を招かないよう、お願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

小嶋委員外議員。

○小嶋智子委員外議員 議会報告会のアンケート結果の中で、その他というくくりの中の詳細をお話させていただきたいと思います。お手元に議会報告会のアンケート結果が配られています。1の議会報告会は何で知りましたかという問いの答えに、その他23人とあります。こちらの詳細を申し上げます。ほとんどは口コミでいらっしゃっていますが、NPO法人から聞いたり、あるいは役員をやっている学校から言われて来たり、PTAから言われたり、市長のツイッターを見たり、議員から聞いて来たという方が、それぞれ2人から3人ずついらっしゃいました。

もう一点は、6の開催場所について、希望する場所として、駐車場がある場所、樹林公園という御意見がありました。

○吉田武司委員長 議会報告会のアンケートの中で、1の議会報告会は何で知りましたかのその他のところの詳細と、6の開催場所について、その他2人の方から御意見があったという御報告でした。御理解のほど、よろしく願いします。

そのほかございますか。

〔「なし」という声あり〕

なければ、次回の日程を確認します。

次回の議会運営委員会は、12月7日、水曜日、本会議終了後、内容は、意見書案の調整と議会報告会の総括及び次回の議会報告会の開催についてです。

12月14日、水曜日、本会議終了後、意見書案が調整されれば、意見書案の文言確認です。

12月19日、月曜日、本会議終了後、内容は、議会だより編集事前打ち合わせ1回目。

平成 29 年 1 月 10 日、火曜日、午後 1 時半から、内容は、議会だより編集事前打ち合わせ 2 回目。

平成 29 年 1 月 16 日、月曜日、午後 1 時半から、内容は、議会だよりです。

以上、日程調整願います。

その他の日程等について、議長から発言願います。

齊藤克己議長。

○齊藤克己議長 12 月 1 日、木曜日、本会議終了後、会派代表者会議を開催いたします。内容は、議会事務局予算の説明などです。それから、平成 29 年 1 月 19 日、木曜日、消防訓練です。時間は未定ですが、例年ですと午前中となっています。平成 29 年 1 月 26 日、木曜日、9 時半から全員協議会、内容は、当初予算の骨子についてです。同日午後 2 時から議員研修会です。県南西部消防本部の消防指令センター等の見学を実施したいと考えています。市役所からバスで出発する予定で、午後 1 時半集合の予定となっています。

以上、各会派の関係者への連絡、及び、御出席等、よろしく願います。

○吉田武司委員長 本日の審議事項は全て終了しました。

本日の記録及び公開資料などについては、委員長に一任願います。

以上で、議会運営委員会を閉会します。

午前 10 時 16 分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 吉 田 武 司